

桜井東中学校区義務教育学校 校歌制作者 募集要領

1. 趣旨

令和10年度に開校を予定している「桜井東中学校区義務教育学校」の新たな校歌を制作するにあたり、広く優れた専門性と豊かな創造性を持つ制作者を募集します。

実績やプロフィールを客観的に評価して審査を行い、最もふさわしい制作者1者を決定します。

なお、本募集は具体的な「楽曲」を提出させるものではなく、過去の実績等で「制作者」を選定するものです。

2. 募集・スケジュール

本募集の実施スケジュールは次のとおりとします。

(1) 募集要領の公表（募集開始）

令和8年10月13日（火）

(2) 質問書提出期限

令和8年10月20日（火） 午後5時まで

(3) 質問の回答

令和8年10月27日（火）

(4) 応募書類提出期限（募集締切）

令和8年11月4日（水） 午後5時【必着】

(5) 結果通知（制作者決定）

令和8年11月中旬予定

3. 応募資格（参加条件）

本公募に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす個人、または法人、共同制作グループとします。

(1) 実績要件

【個人での応募】

応募者本人が単独で作詞・作曲の双方を行う能力を有し、かつ過去に小学校・中学校、義務教育学校または小中一貫校のいずれかにおいて「校歌」の作詞・作曲を単独で行った実績を1件以上有すること。

【法人・グループでの応募】

組織・グループ内において実際に作詞・作曲を担う担当者がそれぞれ確保されており、今回業務に従事する作詞担当者および作曲担当者のそれぞれが、過去に小学校・中学校、義務教育学校または小中一貫校のいずれかにおいて「校歌」の作詞の実績（作詞担当者）および作曲の実績（作曲担当者）をそれぞれ1件以上有すること。

※自治体歌、その他一般の団体歌等の実績は除き、学校の「校歌」の実績に限定します。

(2) 法的要件・不適格事由

ア：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

イ：桜井市から指名停止措置を受けていない者。

ウ：会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

エ：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

オ：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員でないこ

と。

カ：国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。

キ：制作者決定後、桜井市教育委員会事務局（教育総務課）および開校準備委員会等との打合せ（直接対面での打合せや意見交換、電話、メール、オンライン会議等を含む）に柔軟かつ円滑に対応できること。

4. 応募の手続き・提出書類

本公募に応募する者は、以下の期日までに指定の書類（原本各 1 部）を提出してください。

(1) 提出書類

① 参加表明兼誓約書（様式 1）

住所・氏名等の記入、認め印の押印（法人の場合は代表者印）。

※「住所」欄には、法人にあっては本店または主たる事務所の所在地、個人にあっては住民票上の住所、共同制作グループにあっては今回業務の主たる担当者の所在地を記載してください（評価基準における近畿 2 府 4 県の判定基準に用います）。

② 実績チェックシート（兼 応募資格確認シート）（様式 2）

過去の実績件数、義務教育学校等の実績の有無を回答するシート。

③ 見積書（任意様式、A4・1 部）

本業務（作詞、作曲、打合せ、最終レコーディング、CD 等納品物製作に係る一切の費用）に要する見積額（消費税及び地方消費税を含む）およびその内訳を記載した書類。

※見積額は、仕様書に定める予算限度額「495,000 円（税込）」の範囲内であること。

④ プロフィール概要（任意様式、A4・1 部）

経歴・プロフィール、作詞者・作曲者の活動実績や作風、強みの詳細等を記載した書類（法人の場合は会社概要でも可）。

(2) 提出方法

提出期限：令和 8 年 1 1 月 4 日（水） 午後 5 時【必着】

提出方法：持参又は郵送

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

※郵送で提出する場合は、封筒の表に「桜井東中学校区義務教育学校校歌制作者募集」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。提出期限必着とし、事故等による未着については、本市では責任を負わない。

(3) 提出場所

下部の「9. 連絡先（事務局）」に同じ

(4) 提出資料の修正・差し替えについて

提出期限経過後における参加制作者の都合による差し替えは一切認めません。ただし、誤字脱字等の軽微な修正で、事前に選考委員会が承認した場合はこの限りではありません。

5. 公募書類等の入手方法

参加表明書等の公募書類の入手方法は、次のとおりとします。

(1) 配布期間：令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）から令和 8 年 1 1 月 4 日（水）午後 5 時まで

(2) 入手方法：桜井市ホームページの「事業者向け → 入札契約など → 入札情報（その他入札など）」内からダウンロードすること。窓口又は郵送等での配布は行いません。

6. 質問の受付及び回答

本募集内容に関し不明な点がある場合は、次により質問を提出してください。

(1) 提出期限：令和8年10月20日（火）午後5時まで

(2) 提出方法：下部記載のメールアドレス宛に質問書（様式3）を電子メールで送信してください。送信後、必ずメール受信確認の電話連絡を行ってください。

※メールの件名は「【応募者名】桜井東中学校区義務教育学校校歌制作者募集に関する質問」としてください。

(3) 回答方法：桜井市ホームページ上において回答を公開します。質問者名は公表しません。ただし、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しません。回答内容は本実施要領及び仕様書の追加・修正として取り扱います。なお、質問のあった事業者名は公表しません。

7. 選考方法

提出された書類（様式1、様式2、見積書、プロフィール概要）に基づき、以下の方法により厳正に審査を行い、最も評価の高い制作者1名を決定します。

(1) 審査および算定方法

審査は、「【別紙】桜井東中学校区義務教育学校 校歌制作者選考 評価基準書」に基づき、提出書類に示された数値等から、事務局が100点満点にて算定を行います。

(2) 選考委員会による確認・決定

事務局が客観的に算出した全候補者の採点結果一覧を本業務の選考委員会に提出します。選考委員は、当該算定が評価基準書に則って適正かつ正確に行われているかを確認し、合意・承認のうえ、最も評価の高い制作者1名を優先交渉権者（制作者）として決定します。

(3) 主な選考の観点

選考（評価基準書）においては、主に以下の観点から提出された書類を機械的・客観的に審査します。

- ・作詞・作曲を同一の制作者（または過去に同コンビを組んだ実績）が一体的に創り上げ、言葉と旋律を高度に調和させて制作した実績の有無。

- ・新設校の義務教育一貫校（1～9年生）にふさわしい校歌実績（義務教育・小中一貫

校)の有無。

- ・令和9年2月26日(金)の納期を厳守できる所在地(緊急時の対面調整・対面連絡体制)。
- ・提案された見積金額の妥当性(予算上限495,000円以内での価格競争性)。
- ・プロフィール等から確認できる、直接対話による緊密な連携・実務体制。

(4) 結果発表

審査結果は全応募者に電子メールにて通知するとともに、桜井市ホームページに選定された制作者名を掲載します。配点の内訳や個別の選考プロセス、非選定の理由等に関するお問い合わせには一切応じられません。

8. その他・注意事項

(1) 著作権の帰属

最終決定した校歌の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、すべて桜井市教育委員会に帰属するものとします。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、本業務により得られる著作物の著作者人格権について、将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本業務に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとします。

(3) 著作権等の保証

受託者は、本業務において納品するすべての成果物(歌詞、楽曲等)について、第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとします。

万が一、成果物に関し第三者から権利侵害等の主張や異議申し立て等があった場合は、受託者自らの責任と費用においてこれに対処・解決するものとし、桜井市教育委員会に損害(損害賠償金の支払い等)が生じたときは、受託者がそのすべてを補償・賠償するものとします。

(4) 費用の負担

応募、打合せ等に要する一切の費用は応募者の負担とします。

(5) 結果に対する異議申し立て

選考結果に関する個別の問い合わせや異議申し立てには一切応じられません。

(6) その他

提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類の返却はいたしません。

9. 連絡先（事務局）

桜井市教育委員会事務局 教育総務課

住 所： 〒633-8585 奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

電 話： 0744-42-9111（内線 8114）

F A X： 0744-45-0962

電子メール： ky-somu@city.sakurai.lg.jp